

# 令和5年度における制度変更点(日常生活用具の給付事業)



種目	給付対象者			変更内容	変更前	変更後
	視覚障害 1級・2級	聴覚障害 2級	療育手帳 A判定			
視覚障害者用時計	○			給付種目要件の緩和	音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難なものを原則とする。	左記要件の廃止
電磁調理器	○		○	給付世帯要件の緩和	視覚障害者又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
視覚障害者用体温計	○				視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
視覚障害者用体重計	○				視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
視覚障害者用血圧計	○				視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
聴覚障害者用屋内信号装置		○			聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯	